

仕 様 書 (案)

1 業務名

重複服薬者保健指導事業委託業務

2 業務目的

本件業務は、広島市国民健康保険の被保険者のうち、重複服薬者に対し、保健師による保健指導を行うことにより、医療費及び健康管理に対する自覚と認識を深め、健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 事業概要

保健師が対象者へ、治療内容等の聴取及び受診背景の把握を行った上で、医療に対する意識啓発や、受診の際に医師に伝えるべき項目、健康管理上の保健指導を行う。

(2) 対象者

前年度中に3か月継続して、同一月に同一成分の医薬品を複数の医療機関から処方され、処方日数の合計が60日分以上の者として発注者が選定した者。

(3) 業務内容

ア 参加勧奨の送付（約300名）

対象者に対し、保健指導の内容に関する説明文書、参加希望確認書及び保健指導に資する資料を送付する。

イ 保健指導の日程調整

参加希望者のうち、発注者が指導対象者として決定した者に対し、保健指導の日程調整を行う。

ウ 保健指導の実施（約60名）

保健師が対象者に対して電話により指導（1回）を行う。

エ 再指導の実施（約60名）

保健指導を実施した者に対し、1.5～2か月経過後に再度電話により指導（1回）を行う。ただし、発注者が必要とした場合は、電話指導の時期を変更することができる。

オ 報告

全ての保健指導完了後、速やかに報告する。

また、発注者が提供するレセプトから指導前後の比較による効果額等を算出し、実施年度末までに報告書を提出する。

カ その他

受注者は、指導期間中、対象者等からの質問又は相談がある場合は、対応可能な時間内で受付を行う。

(4) 指導の効果分析

ア 発注者から提供するデータ及び分析条件

発注者は、レセプトデータ等を受注者に提供する。受注者はレセプトデータ等から、次のイに示す内容を含む指導効果の分析を行うこととし、詳細な内容は発注者と協議の上決定するものとする。

イ 効果分析の内容

受注者は、個人別及び指導できた者と指導できなかった者のグループに分けた上、次の項目を含む効果分析を行う。

- ① 対象者抽出時点と指導後 3 か月の同効成分薬剤全ての処方日数合計の平均値の比較
- ② 対象者抽出時点と指導後 3 か月の医科と調剤の費用額の平均の比較

例：8月に指導を行った場合は、対象者抽出時点と指導後（9～11月）を比較する。

5 電子データ授受の方法

発注者と受注者は、総合行政ネットワーク（LGWAN-ASP）によりデータの授受を行う。

なお、この方法により実施することができない場合は、受注者の負担により別の方法で実施することができる。ただし、広島市情報セキュリティポリシーに準拠していること及び十分なセキュリティが確保できることを明らかにし、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

6 業務管理

受注者は、本件業務において業務が適正に実施されるよう、次の(1)から(3)について、契約締結後速やかに提出すること。

- (1) 実施計画書（広島市委託契約約款第 6 条関連）
- (2) 現場責任者選任届（広島市委託契約約款第 8 条関連）
- (3) 作業場所に関する届出（個人情報取扱特記事項第 8 関連）

7 業務実施報告

本件業務完了後、履行完了日及び提出した成果品の一覧を記載した委託業務実施報告書を作成し、遅滞なく提出すること。

8 成果品の納品

(1) 納品物

対象者ごとの指導記録（対象者との保健指導のやり取りを記録したもの）及び効果等の分析結果等を記した報告書（紙媒体及び電子媒体。Microsoft Excel 形式。CD-R 又は DVD-R：1 部）

(2) 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日

9 個人情報保護及びセキュリティ対策

データを扱う作業場のセキュリティ対策については、以下のとおりとする。

- (1) 各作業場への入室においては、指紋認証や IC カードなどによる入室制限を行い、あらかじめ登録した者だけが作業できる等、入退室管理を徹底すること。
- (2) 受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバもラックに入れた状態で管理すること。
- (3) 私物の持ち込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をするなどにより、データが持ち出されない体制を整備すること。

10 成果品等の利用及び著作権

- (1) 受注者は、発注者に対し、本件業務の成果品に関するすべての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、本件業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は、本件業務の成

果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 本件業務の成果品及び成果品の作成過程において収集したデータ等について、受注者は発注者からの求めに応じてデータ等の加工及び提供を行うこと。提供する時期、頻度及び内容等については調整の上、対応すること。
- (4) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、本件業務の円滑な実施のため、発注者の求めに応じて定期的な打合せ等を行う。
- (2) 発注数量は予定数量を大きく下回ることがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、発注者と受注者双方の協議により定めるものとする。